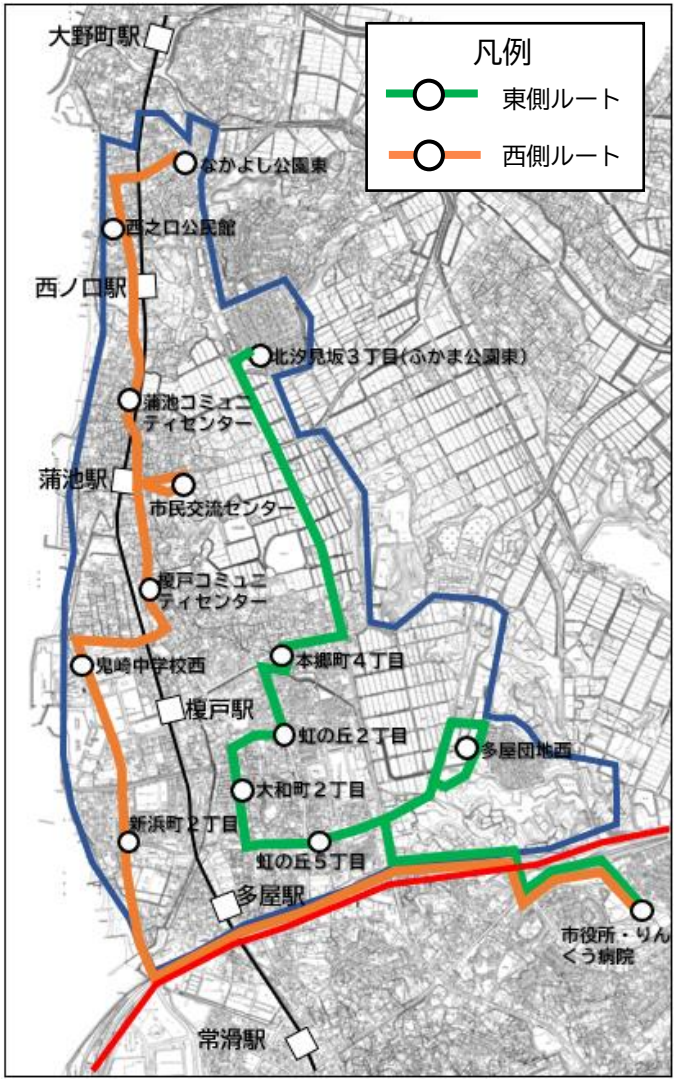
1　呼べるバスの導入（実施時期：令和８年12月１日）

（１）鬼崎エリア

鬼崎地区のグルーン路線を廃止し「呼べるバス」を導入する。

ア　呼べるバス定時定路線運行

【図：定時定路線運行のルート】



【運行概要】

【運行曜日】毎日運行
【運賃(注)】金額等(案)：400円/１回(回数券、乗り放題有)
【車両】ハイエース(乗客定員８人)
【運行時間】８時～10時※10時～19時は呼べるバス運行(途中１時間休憩)
【運行種別】一般乗合旅客自動車運送事業・路線定期運行
（道路運送法第４条による許可を受けた運行）

8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
定時定路線運行		呼べるバス運行					呼べるバス運行			

【定時定路線運行のダイヤ】

〈西側ルート〉

便番号	第２便
なかよし公園東	8:40
西之口公民館	8:43
蒲池コミュニティセンター	8:44
市民交流センター	8:47
榎戸コミュニティセンター	8:49
鬼崎中学校西	8:51
新浜町２丁目	8:53
市役所・りんくう病院	9:05

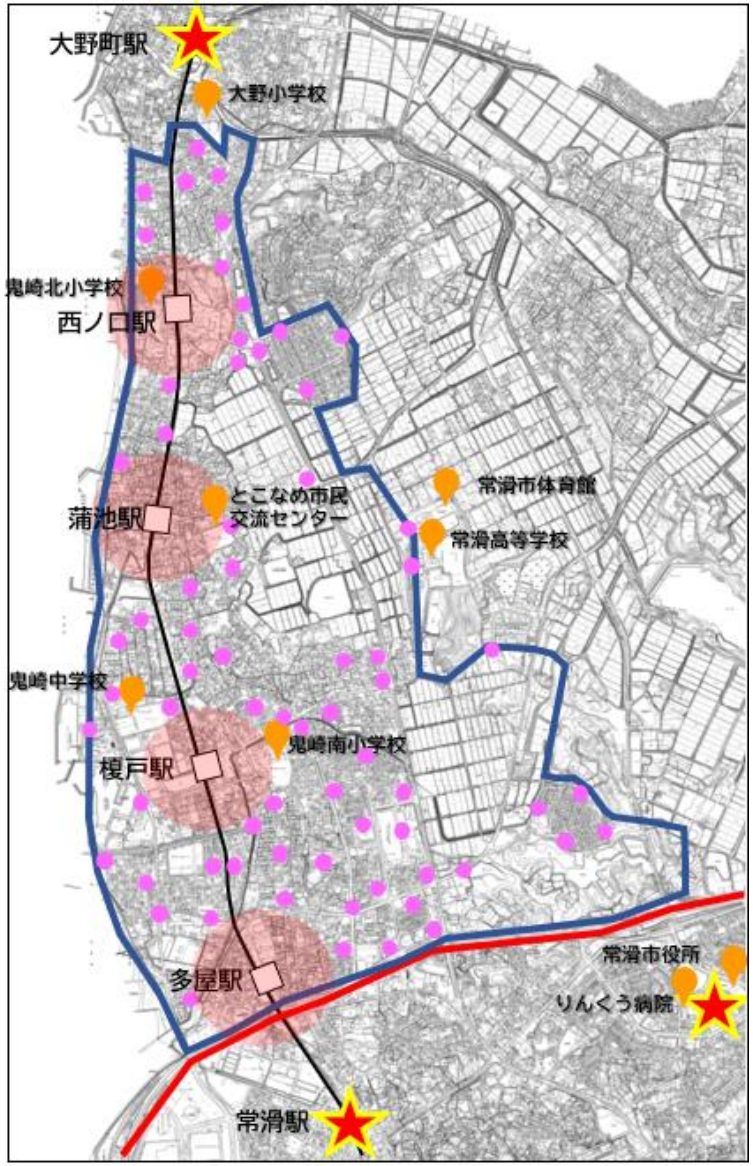
〈東側ルート〉

便番号	第１便	第３便
北汐見坂３丁目	8:00	9:30
本郷町４丁目	8:04	9:34
虹の丘２丁目	8:05	9:35
大和町２丁目	8:07	9:37
虹の丘５丁目	8:08	9:38
多屋団地西	8:12	9:42
市役所・りんくう病院	8:25	9:55

（（１）鬼崎エリア　つづき）

イ　呼べるバス運行

【図：呼べるバス運行のエリア等】



【運行概要】

【運行曜日】毎日運行
【運賃(注)】金額等(案)：400円/１回(回数券、乗り放題有)
【車両】ハイエース(乗客定員８人)
【運行時間】10時～19時(途中１時間休憩)※８時～10時は定時定路線運行
【運行種別】一般乗合旅客自動車運送事業・区域運行
（道路運送法第４条による許可を受けた運行）

8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
定時定路線運行		呼べるバス運行					呼べるバス運行			

凡例

- 呼べるバス鬼崎エリア
- 駅から300m範囲内 ※乗降スポットは設置しない
- 呼べるバス乗降スポット
- 大野町駅、常滑駅及び市役所・りんくう病院
- 移動可
- 移動可
- 移動不可

（２）中部エリア

中部エリアにおいて、グルーン（中部線、上野間線、武豊線）及び知多バス半田常滑線でカバーしきれない交通空白地の解消を図るため、「呼べるバス」を導入する。

【運行概要】

【運行曜日】毎日運行
【運賃（注）】金額等（案）：400円/１回（回数券、乗り放題有）
【車両】ハイエース（乗客定員８人）
【運行時間】９時～19時（途中１時間休憩）
【運行種別】一般乗合旅客自動車運送事業・区域運行
（道路運送法第４条による許可を受けた運行）

9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
呼べるバス運行						呼べるバス運行			

【図：呼べるバス運行のエリア等】

